

滋賀県農業振興地域整備基本方針

令和8年2月

滋 賀 県

(目 次)

第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

- 1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方
- 2 農業上の土地利用の基本的方向

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項

第3 農業生産の基盤の整備および開発に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農用地別の農業生産基盤の整備および開発の方向
- 3 広域整備の構想

第4 農用地等の保全に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農用地等の保全のための事業および活動

第5 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農業経営の規模の拡大、土地利用の効率化等
- 3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 重点作目別の近代化の構想
- 3 広域整備の構想

第7 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農業を担うべき者の育成および確保のための活動

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 生活環境施設の整備の構想

第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)
第4条第2項第1号)

1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

- ・ 農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、県土や自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、地域文化の伝承など農業生産活動を通じて多面的な機能を発揮しています。
- ・ 国においては、食料・農業・農村基本法で掲げる「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」および「農村の振興」の五つの基本理念に基づき、令和7年4月に新たな食料・農業・農村基本計画が策定されました。また、同計画を踏まえ農用地等の確保等に関する基本指針が同年6月に変更され、優良農地の確保と有効利用を図ることが示されました。
- ・ 本県においても、第3期「滋賀県農業・水産業基本計画」(令和8年3月策定予定)の基本理念である「つながる、つづく、しがの農業・水産業～人と人・自然が育む近江の食と広がる豊かさ～」の実現に向けて、農業と関わる「人のすそ野」を拡大し、経済活動としての農業の競争力を高め、また豊かな資源を持つ農村を次世代に引き継ぐための取り組み等を進めることとしています。
- ・ このため、集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、法に基づき、原則として転用を認めない農用地区域に設定し、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施するとともに、編入要件を満たす農地の積極的な編入等の取り組みを通じ、優良な農地の確保と保全ならびにその有効利用を図ります。

(1) 都道府県面積目標

① 都道府県面積目標年および目標設定の基準年

都道府県面積目標年は令和17年とし、目標設定の基準年は令和5年とします。

② 令和17年において確保すべき農用地区域内の農地(耕地)面積の目標

農用地区域内の農地(耕地)面積については、令和5年現在で49,421ヘクタールあり、これまでのすう勢が今後も継続した場合、令和17年には2,597ヘクタール減の46,824ヘクタールになることが想定されます。

農業振興地域制度および農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取り組みの推進により、令和17年の確保すべき農用地区域内の農地(耕地)面積について、47,218ヘクタール(令和5年から2,203ヘクタールの減)を目標として設定します。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取り組みの推進

① 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度および中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等によりそれぞれの地域の実情を踏まえながら、適切な農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進します。

② 農業生産基盤の整備および保全

地域計画と連携しつつ、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、情報通信環境の整備、国内の食料需要等も踏まえた水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の農業生産基盤の整備を推進します。また、農業水利施設について、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図ることなどにより、農業水利施設の計画的（アセットマネジメント中長期計画に基づくもの）な保全管理を推進します。

これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進します。

③ 非農業的土地需要への対応

農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本とし、農業生産基盤整備事業の受益地等を踏まえたうえで、市町のまちづくりに関する計画や都市計画等の土地利用計画との調整を行うなど、長期的な視点に立った計画的な土地利用の確保に努めます。

この場合、市町農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、おおむね 5 年ごとに法第 12 条の 2 に基づき実施する基礎調査等に基づき行うことを原則とします。

④ 公用施設または公共用施設の整備との調整

農用地区域内にある土地を公用施設または公共用施設の用に供する場合には、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるとともに、整備しようとする施設周辺部の連鎖的な転用を誘発しないよう十分配慮します。

また、公共事業や大規模プロジェクトにおける事業用地の選定にあたっては、農用地区域外および農業生産基盤整備の受益地外の土地を優先的に検討し、やむを得ず農用地区域内の土地を含めざるを得ない場合には、農業上の土地利用や農業振興施策の円滑な推進等に支障が出ないよう努めます。

⑤ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第 12 条の 2 の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握を促進します。

⑥ 交換分合制度の活用

農業振興地域内において、交換分合の制度を活用し、農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農用地の集団化や農業経営の基盤強化を図ります。

⑦ 推進体制の確立等

地域の振興に関する計画との調和等農業振興地域制度の円滑かつ適正な運用を図るため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、県においては、県農林業団体、県都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会その他県の関係団体、市町においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町の関係団体および集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めます。

なお、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、当該計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意のもとで、農用地等の確保のための取り組みおよび各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進します。

2 農業上の土地利用の基本的方向

- ・ 本県は、中央に琵琶湖を抱え、四方を山並みに囲まれた盆地を形成しており、県土の大半が琵琶湖の集水域に属しています。気候は県南部では概ね太平洋型気候、県北部では概ね日本海型気候に加え、局地的条件から県南東部は内陸性気候を示しています。
- ・ 京阪神および中京の大都市圏に近接している地理的な条件や交通網の整備等による経済的に優位な条件がそろっています。

(1) 将来の土地利用の方向

県土の土地利用は、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる状況にあります。近年では特に、日本企業による生産拠点の国内回帰や国内生産体制強化の動きが活発化していることから、産業用地に対するニーズが高まっているため、自然的土地利用と都市的土地利用の適正な配置と組み合わせにより、やむを得ず農用地区域内の土地を含めざるを得ない場合には、農業上の土地利用や農業振興施策の円滑な推進等に支障が出ないように、調和のある土地利用を進めます。

農業上の土地利用の基本的な方向としては、需要に応える農畜産物づくりを進めるための水田の有効活用や、各作目の生産振興に資する土地利用を図ります。

(2) 農業地帯の設定

本県においては、自然的・社会的条件の類似性および農業上の土地利用を図る上で県と市町との連携の観点から、農業農村振興事務所の所管区域を単位として、下

表のとおり農業地帯の区分を設定します。

農業地帯の別

農業地帯名	市 町 名
大津・南部	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲 賀	湖南市、甲賀市
東 近 江	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
湖 東	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
湖 北	長浜市、米原市
高 島	高島市

(3) 農業地帯別の土地利用の基本的方向

① 大津・南部農業地帯

- ・ 当地帯は、京阪神大都市圏の外郭にあり、行政・経済等の中核機能が集積し、都市的発展が進んでいることから、秩序ある土地利用調整により、優良な農用地の維持・確保を図ります。
- ・ 農業については、平野部では、稲作を基幹に麦、大豆等の土地利用型農業や、軟弱野菜や果菜類等の施設野菜、バラ、キク等の花きの生産団地の形成による都市近郊型の農業が営まれています。近年、直売所における地場農産物やその加工品の直売の取り組みが活発になっているほか、ぶどう、なしなどの観光果樹園や消費者との交流に係る取り組みも進められています。
- ・ このような状況を踏まえ、土壌条件や団地性に優れた平野部の農地にあつては、大型機械化作業体系による生産コストの低減等が可能なほ場条件を備えていることから、土地基盤の保全整備と水利施設等の計画的な更新を図り、水稻を中心に麦・大豆等と組み合わせた水田農業をさらに推進します。
- ・ 市街地近郊、湖辺、丘陵地にあつては、集約的な土地利用がされている地域もあり、地域農業の振興方向に沿って、土地利用区分を明確にし、野菜、花き、果樹等の団地化を進めます。
- ・ 山麓にかけて分布する棚田、また、ため池にあつては、環境保全に重要な機能を有し、景観上も貴重な資源であることから、生産の場だけでなく体験農園や都市との交流、教育の場等快適な田園空間として、環境に配慮した保全と整備を進めます。
- ・ 今後、担い手が減少し大規模な土地利用型経営体への農地集積が見込まれることから、農地耕作条件改善事業や農地利用効率化等支援交付金等を活用して、農地の集積・集約やスマート農業の導入を進め、労働生産性の向上を図ります。

② 甲賀農業地帯

- ・ 当地帯は、近畿、中部圏の接点にあり、中央部には丘陵地が、野洲川等の河川

沿いには平地が広がり、気候は総じて内陸型の特性を示しています。また、新名神高速道路や国道1号バイパス等広域交通網の整備による交通利便性を活かして、引き続き産業や物流機能の集積が見込まれますが、適正かつ計画的な土地利用調整により、優良な農用地の維持・確保を図ります。

- ・ 農業については、平野部では稲作を基幹に麦・大豆等の土地利用型農業が営まれ、きゅうり、トマト、いちごなどの施設園芸や、水田を活用したキャベツ、たまねぎ、白ねぎ、にんじん等の品目が定着しています。近年、果樹（なし、ぶどう、いちじく）の生産が活発になっています。また、丘陵地や山間、山脚の樹園地では、茶の生産が盛んで、近江の茶の産地を形成しています。これら園芸品目については、県の園芸振興事業や国の産地交付金などを活用し、甲賀市、湖南市、農業協同組合と連携して取り組みを推進します。
- ・ 畜産関係については、中山間地域で稲WC Sや砂質土壌の地域で飼料用トウモロコシの栽培と併せて、堆肥を活用し耕畜連携に取り組まれています。堆肥のペレット化に取り組む畜産農家もあり、耕畜連携の取組拡大を図ります。
- ・ このような状況を踏まえ、河川流域の平野部の土壌条件や団地性に優れた農地にあっては、ほ場整備も進み大型機械化作業体系に耐えうるほ場条件を備えていることから、汎用化等の必要な土地基盤の整備を図り、稲作を基幹に麦・大豆等の土地利用型農業をさらに推進するとともに、一層の野菜等の特産化を図ります。
- ・ 山間、山脚に分布する棚田にあっては、団地規模は小さいものの、背後の森林や里山とともに環境保全に重要な機能を有し、景観上も貴重な資源であることから、ため池、農業用水路の整備と併せて、地域の実情を踏まえながら、粗放的管理を含めた維持・保全を図ります。
- ・ 中山間地域においては、圃場整備の完了している農地でも獣害等の周辺環境の影響で作物作付が困難な地域が存在しているため、それぞれの地域の実情を踏まえながら、適切な農地の保全を進めます。
- ・ 丘陵地や山間、山脚の茶園地は、園地改造や優良品種への改植等を図ります。

③ 東近江農業地帯

- ・ 当地帯は、琵琶湖の東南部に位置し、鈴鹿山脈から湖辺に広がる県内最大の平野部を持ち、農業に非常に適した地帯です。また、交通利便性がよく、県内の工業集積地の一つを形成しています。今後も、道路整備の進展により、企業の立地等非農業的土地利用の需要が見込まれますが、適正かつ計画的な土地利用調整により、優良な農用地の維持・確保を図ります。
- ・ 農業については、稲作を中心に畜産、野菜、花き、果樹等多彩な農業が展開されており、平野部の広大な水田地帯と丘陵地に畑地や樹園地が分布しています。また、肉用牛は、「近江牛」のブランドで生産、流通の中心地を形成しており、畜産クラスター事業を活用して生産基盤を強化し、生産拡大を進めます。

- ・ このような状況を踏まえ、土壌条件や団地性に優れた平野部の農地にあつては、大区画ほ場整備にいち早く取り組むなど整備は進んでおり、大型機械化作業体系による生産コストの低減等に耐えうるほ場条件を備えていることから、汎用化等の必要な土地基盤の整備を図り、稲作を基幹に麦、大豆等の土地利用型農業を推進します。
- ・ 水田の高度利用地域や丘陵地帯では、集約的な土地利用がされており、利用区分を明確化し、野菜、花き、果樹、飼料作物等の団地化を図ります。
- ・ 山間、山脚に分布する棚田等にあつては、地域に根ざした特産物の産地育成を図るとともに、背後の森林や里山を含め環境保全に重要な機能を有し、景観上も貴重な資源であることから、快適な田園空間として一体的に保全します。
- ・ 当地帯では、令和7年度から令和20年度にかけて約680haの国営事業による1ha超のほ場整備が計画されており、約100haの園芸産地が誕生します。そこで、今後、国、県、市、JAが連携し、地域の担い手とともにスマート農業や園芸品目の機械化体系の導入について検討を進め、稲作や麦、大豆に加え、小豆、ニンジン、タマネギなどの品目を中心に持続的で収益性の高い、みらいにつなぐ水田農業の確立を目指します。

④ 湖東農業地帯

- ・ 当地帯は、琵琶湖の東部に位置し、鈴鹿や霊仙山地から湖辺に広がる平野部があり、早くから交通網の整備が進められました。当地帯内の一部では、今後道路整備などの公共事業により、企業の立地等非農業的土地利用の需要が見込まれますが、適正かつ計画的な土地利用調整により、優良な農用地の維持・確保を図ります。
- ・ 農業については、稲、麦、大豆等の土地利用型作物を中心に、10haの産地を形成する彦根なしのほか、水田野菜、花き、特産野菜の秦荘のやまいも・とよ坊かぼちゃん・多賀にんじん、多賀そば等多品目生産が定着しており、平野部には水田が、山間、山脚には畑地や棚田が分布しています。
- ・ このような状況を踏まえ、平野部の農地にあつては、ほ場整備が進んでおり、大型機械化作業体系に適する条件を備えていることから、農地の大区画化や集約を図りながら、稲、麦、大豆、キャベツ等の土地利用型の品目を推進するとともに、施設イチゴ等の野菜や小菊やリアトリス、ユーカリなどの花き、ぶどうをはじめとする果樹等の利用区分を明確にし、集約的な土地利用と生産の団地化を図ります。
- ・ 山間、山脚の棚田等にあつては、地域の実情を踏まえながら、野生獣被害を受けにくい品目の推進等により、農用地の保全を図ります。

⑤ 湖北農業地帯

- ・ 当地帯は、県の北東部に位置し、中部圏と北陸圏の接点にあり、姉川、高時川

等により形成された平野部が広がっており、古くから稲作を中心とした農業が営まれています。また、当地帯の人口は減少が続いており、若年者の定住促進等の地域振興策が各種計画に基づき進められていますが、適正かつ計画的な土地利用調整により、優良な農用地の維持・確保を図ります。

- ・ 農業については、従来、日本海型の気象や土壌条件により、水稲単作の体系が多くなっていましたが、ほ場整備の進展とともに土壌や水利条件の改善・整備により、麦、大豆や野菜作等水田の高度利用が進んでおり、平野部には水田が、山間地には、棚田や樹園地、畑地が分布しています。
- ・ このような状況を踏まえ、平野部の農地は、ほ場整備や水利施設等の整備が進んでおり、大型機械化作業体系に適した条件を備えていることから、汎用化等の必要な土地基盤の整備を進め、適地適作を基本に、コシヒカリを中心とする良質米の生産と麦茶用大麦、小麦、大豆、そば等の生産の団地化やキャベツ、タマネギ、ブロッコリー、施設イチゴ等の更なる水田の高度利用に向けた品目の推進を図ります。
- ・ 水田や畑、樹園地では、既に集約的な土地利用がされており、作物ごとの土地利用区分を明確にし、野菜や花き、果樹等の生産の団地化を図ります。
- ・ 山間の棚田等は、地域の実態や団地規模に応じ、ショウガ、リンドウ等の獣害に強い品目の推進による特産づくりを図るとともに、都市との交流の場として整備保全します。

⑥ 高島農業地帯

- ・ 当地帯は、県の北西部に位置し、安曇川等の中流域を中心に扇状地が、下流域にかけては平野が形成され、豊かな景観を育んでいます。気候は日本海型で、特に冬期の気象条件が厳しいことおよび各地帯の中で日照時間が短いことが農業振興上の制約のひとつになっています。また、当地帯の人口は減少が続いていることから、若年者の定住促進および産業の振興等に係る取り組みが進められており、適正かつ計画的な土地利用調整により、優良な農用地の維持・確保を図ります。
- ・ 農業については、平坦地では水稲が中心ですが、近年、担い手の規模拡大や農地集積に伴い、労力分散と高収益化を図るため、麦・大豆を取り入れた経営が増えています。一方、丘陵畑地では野菜、樹園地では柿など、適地適作による特産栽培も行われています。また、観光客が多く来訪する地域であることから、景観をはじめとする地域資源を活かした都市住民との交流や観光農業への取り組みが進められており、市が推進し、遊休農地を中心に栽培面積が拡大したオリーブ特産化による地域活性化も進めています。
- ・ 当地帯の南部では、大規模な肉牛肥育や酪農経営など畜産業も盛んであり、たい肥を活用した耕畜連携も盛んに行われています。稲わら交換のほか稲WC Sや飼料用米の作付け、地域内の飼料生産、収穫後にたい肥散布するなどの取り組みも行われています。

- ・ 団地性のある平野部や丘陵地の水田群は、ほ場整備や水利施設の更新整備等が進んでおり、必要に応じ汎用化等の整備を図り、早場米産地として麦・大豆などの高収益作物等とともに生産の団地化を推進します。また、畑地・樹園地にある既存産地は担い手が減少しており、新規就農者誘致等による活性化を図ります。
- ・ 山間、山脚にある棚田等は、防災および景観形成の観点から整備や保全を行い、都市住民との交流や観光農園の開設など、高島ならではの魅力発信と関係人口の拡大につなげていきます。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項

(法第4条第2項第2号)

単位：ha

1 大津・南部農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
大津地域 (大津市)	大津市のうち都市計画法の市街化区域(以下「市街化区域」という。)および農用地等として利用できない主要な森林(以下「森林地域」という。)等を除いた区域	総面積 6,435 (農用地面積 2,682)
草津地域 (草津市)	草津市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 2,378 (農用地面積 1,441)
守山地域 (守山市)	守山市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 2,582 (農用地面積 1,865)
栗東地域 (栗東市)	栗東市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 1,114 (農用地面積 588)
野洲地域 (野洲市)	野洲市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 3,840 (農用地面積 2,557)
地 帯 計		総面積 16,349 (農用地面積 9,133)

2 甲賀農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
---------	-----------	-----------

湖南地域 (湖南市)	湖南市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 1,174 (農用地面積 691)
甲賀地域 (甲賀市)	甲賀市のうち市街化区域、都市計画法の用途地域(以下「用途地域」という。)、森林地域および鈴鹿国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 17,316 (農用地面積 5,321)
地 帯 計		総面積 18,490 (農用地面積 6,012)

3 東近江農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
近江八幡地域 (近江八幡市)	近江八幡市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 6,987 (農用地面積 4,944)
東近江地域 (東近江市)	東近江市のうち市街化区域、森林地域および鈴鹿国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 14,676 (農用地面積 10,135)
日野地域 (日野町)	日野町のうち市街化区域、森林地域および鈴鹿国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 6,788 (農用地面積 2,742)
竜王地域 (竜王町)	竜王町のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 2,735 (農用地面積 1,500)
地 帯 計		総面積 31,186 (農用地面積 19,321)

4 湖東農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
彦根地域 (彦根市)	彦根市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 3,519 (農用地面積 2,592)
愛荘地域 (愛荘町)	愛荘町のうち森林地域等を除いた区域	総面積 2,467 (農用地面積 1,657)
豊郷地域 (豊郷町)	豊郷町の全域	総面積 782 (農用地面積 428)

甲良地域 (甲良町)	甲良町のうち森林地域等を除いた区域	総面積 1,163 (農用地面積 650)
多賀地域 (多賀町)	多賀町のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 1,040 (農用地面積 571)
地 帯 計		総面積 8,971 (農用地面積 5,898)

5 湖北農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
長浜地域 (長浜市)	長浜市のうち市街化区域、用途地域、森林地域および琵琶湖国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 15,451 (農用地面積 9,032)
米原地域 (米原市)	米原市のうち市街化区域、用途地域、森林地域および琵琶湖国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 5,843 (農用地面積 3,093)
地 帯 計		総面積 21,294 (農用地面積 12,125)

6 高島農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
高島地域 (高島市)	高島市のうち用途地域、森林地域および琵琶湖国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 10,307 (農用地面積 5,496)
地 帯 計		総面積 10,307 (農用地面積 5,496)

県 計		総面積 106,597 (農用地面積 57,985)
-----	--	-------------------------------

注1)「指定予定地域の規模」欄中、総面積は、農業振興地域として指定する面積を示す。

注2) 農用地面積：農業振興地域として指定された土地のうち、田、畑、樹園地および採草放牧地の面積、いずれも県調べ令和5年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等の調査（R5.12.31現在）による。

第3 農業生産の基盤の整備および開発に関する事項

(法第4条第2項第3号イ)

1 基本的な方向

- ・ 農業生産基盤の整備は、生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、また、近代化の促進のために必要不可欠であることから、農業振興地域の土地利用や近代化施設整備の方向に沿って整備を進めるものとし、地域の特性に応じ、良好な営農条件を備えた農地および農業用水の確保により、土地の生産性の向上と農地の多面的機能の維持増進が図られるよう計画的に行います。
- ・ ほ場の整備にあたっては、農業用水施設の適切な維持管理や計画的な更新を行うとともに、農地中間管理機構との連携を図りつつ地域の特性に応じて区画の拡大や農業排水施設、暗きょ排水の整備を進め、地域農業の担い手への農用地の集積・集約化を促進します。
- ・ 農業用排水施設、農道、棚田、ため池等の整備にあたっては、地域住民の意見を考慮しつつ、生態系や景観などの環境に配慮した整備を進めます。また、農業用水の有効利用や農業排水対策のため、農業用水の循環利用や反復利用などのきめ細かい管理が可能となるよう施設の整備を進めます。
- ・ 特に、農業水利施設については、老朽化が進行しており、地域単位さらには全県単位でのアセットマネジメントの推進・調整を行う体制を整備し、保全更新対策を計画的に実施します。

2 農用地別の農業生産基盤の整備および開発の方向

(1) 田

農業用水施設の適切な保全更新により生産性の高い農地を保全するとともに、作業効率を高め、生産コストを低減するため、地域の特性に応じてほ場の区画拡大を推進します。加えて、米の品質向上および生産の安定化に資するため、土壌等の改善に取り組みます。このうち、中山間地域等にある田については、厳しい営農条件を緩和し持続的な営農が図られるよう、省力化および汎用化を図るための整備や、農地の維持・保全のための獣害防止に資する整備を進めます。

また、水田の有効活用を図るため、用排水施設の整備、暗きょ排水の更新・改良等を進めます。さらに、農業用水の循環利用や反復利用など環境に配慮したきめ細かい管理が可能となる施設・設備の整備を図ります。

(2) 畑

農地の生産性や農産物の品質向上を図るため、土層改良および畑地かんがい等の必要な整備を図るとともに、計画的な生産および輪作体系を確立し、土地利用の集約化、生産の団地化を促進します。また、中山間地域等にある畑については、厳しい営

農条件を緩和し持続的な営農が図られるよう、集約栽培および獣害防止に資する整備を進めます。

(3) 樹園地

栽培管理作業の効率化を図るため、園地改造を進めるとともに、生産性および品質の向上を図るため、畑地かんがい等の樹園地整備を推進します。また、中山間地域等にある樹園地については、獣害防止に資する整備を進めます。

(4) 採草放牧地

山地周辺にある採草放牧地について、獣害防止のため、緩衝地帯としての機能の維持を図ります。また、県内産飼料に立脚した畜産経営を確立するため、荒廃農地の分布の状況や地域での活用の方向性等を踏まえ、採草放牧地としての利用を進めます。

3 広域整備の構想

- ・ 県内各地域においては、国営および県営等の事業によりかんがい排水施設が整備されましたが、整備後40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。
- ・ 農業生産性の維持や農業経営の安定、さらには災害の防止のため、適切な保全管理により施設の長寿命化を図りながら、ライフサイクルコストを低減するアセットマネジメント手法による効率的・効果的な保全更新対策を計画的に進めます。
- ・ 農業用水の有効利用と農業排水対策のため、農業用水の循環利用や反復利用等の施設の保全更新も併せて進めます。

第4 農用地等の保全に関する事項

(法第4条第2項第3号ロ)

1 基本的な方向

- ・ 農用地は、いったん毀損されるとその復旧に多大な困難が伴うとともに、間接的な影響として、周辺農用地の荒廃を進め、集団性の喪失をもたらすことや、中山間、純農村、都市近郊それぞれの地域特性に応じた多面的な機能の発揮の妨げになります。
- ・ 近年、農業従事者の減少や高齢化の進行等に伴い荒廃農地は増加しており、限りある資源を有効に利用するため、良好な営農条件を備えた農用地を保全し、健全で持続的な営農が図られる必要があります。
- ・ 農用地の増加が見込めない状況のなかで、農用地を保全することは重要であり、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立や県土の保全など多面的な機能の発揮のため、各種施策を通じ農用地の確保と保全に努めます。

2 農用地等の保全のための事業および活動

- ・ 農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促

進と相まって、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動や、障害物除去、整地等の再生利用活動への支援、基盤整備等の推進、農業委員会による農地法に基づく遊休農地に関する措置の実施により、荒廃農地の発生防止・解消を図ります。

- ・ 特に、中山間地域等においては、さらに農業の生産条件の不利を補正するための直接支払交付金制度に基づく支援や獣害対策事業等を実施するとともに、ボランティアによる棚田の保全活動など、都市と農村との交流による保全活動を推進します。
- ・ けい畔や法面の保護対策等の実施やため池、農業用排水施設等の適正な維持管理および計画的な改修により、農用地等の土壌浸食や崩壊等の災害の未然防止を図ります。

第5 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項 (法第4条第2項第3号ハ)

1 基本的な方向

- ・ 本県の農業経営体数は14,680経営体で減少傾向にあり、特に副業的経営体数がこの5年間で26.9%減少し、10,394経営体となっています(2020年農林業センサス)。一方で、経営耕地面積20ヘクタール以上の規模の経営体数が大きく増加しており、経営の大規模化が進んでいます。
- ・ 将来にわたる持続的で発展性のある農業生産の振興に向けて、地域農業の担い手である認定農業者と集落営農組織の経営基盤の強化を進めるとともに、多様な農業者等の確保・育成を図ります。

2 農業経営の規模の拡大、土地利用の効率化等

- ・ 他産業従事者並みの労働時間で同等の所得を確保することができる農業経営をめざし、スマート農業を推進するとともに、地域計画で目指す農地の将来像の実現に向けた取組を進め、農地中間管理機構等により担い手に対する農地の面的な利用集積を図ります。また、集落営農組織の法人化を進め、水稻の協業化や広域連携による規模拡大を促進します。
- ・ その条件整備として、作業効率の高い大区画ほ場や田畑転換のための用排水施設の更新、整備等を進めるなど基盤整備に努めます。さらに、転作作目のブロックローテーションを実施し、土地利用型経営に園芸作物等の高収益作物を組み合わせた農業経営の複合化による土地利用の効率化をめざします。

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

- ・ 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に沿って、効率的かつ安定的な

農業経営の育成を図ります。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(法第4条第2項第3号ニ)

1 基本的な方向

- ・ 農業労働力の減少や高齢化等が進んでいる状況で、本県農業を持続的かつ安定的に発展させるためには、経営規模の拡大等、効率的な経営体の育成とともに環境こだわり農業（環境への負荷を軽減し、農業の有する自然循環機能を高める取り組み。平成14年度条例制定）等の営農技術の普及や温暖化に対応する技術の開発、また、消費者、実需者ニーズに応じた安全で安心、新鮮な質の高い農畜産物の供給が必要であり、基幹作物である米をはじめ、野菜、花き、果樹、茶および畜産部門における生産と流通の合理化等を推進する必要があります。
- ・ このため、農用地の計画的な利用および良好な営農条件を備えた農業生産基盤の整備を促進し、高性能農業機械の導入と施設の近代化により高度な農業経営を確立することと併せ、農畜産物の高付加価値化や販路の拡大等、流通加工部門の計画的な整備を進めます。

2 重点作物別の近代化の構想

(1) 米・麦・大豆

生産性の向上、省力・低コスト化を図るため、高性能農業機械を導入するとともに、大規模乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化を進めます。

また、高品質化を図るため、色彩選別機等を導入することにより、大規模乾燥調製貯蔵施設等での選別精度を向上させます。

(2) 野菜

地域の特性、立地条件を踏まえ、施設栽培等による多品目周年生産、水田露地野菜の作付けによる経営の複合化を推進し、品質の向上および安定生産を図るための整備を進めます。

このため、施設野菜にあつては、少量土壌培地耕、高設栽培等の技術の導入や加温、かん水設備の設置を図るとともに、省エネ設備・機械の導入を促進します。また、露地野菜にあつては、作業の効率化が図れる定植機や収穫機等の導入を推進します。

併せて、生産物の選果選別、箱詰め等の作業の省力化を図るため、集出荷関連機械施設の整備を推進します。

(3) 花き

輸入の増加や産地間競争が激しいことから、さらに品質を向上し、コストを削減するため、施設花きにあつては、少量土壌培地耕等の技術の導入や作業の機械化、施

設の高度化を図るとともに、省エネ設備・機械の導入を促進します。また、露地花きにあつては、共同利用機械の導入や共同集出荷施設等の整備を推進します。

(4) 果樹

早期成園化、収量の安定化および軽労化を図るため、低樹高栽培、根域制限栽培等の技術の導入を図るとともに、選果・集出荷施設や共同販売施設等の整備を促進します。

(5) 茶

生産性の向上や作業の効率化を図るため、茶園の整備や高性能機械等の導入を推進するとともに、高品質化を図るための茶加工施設の整備を促進します。

(6) 畜産

畜産の生産基盤を整備するため、県内産飼料に立脚した畜産経営への転換とコントラクター等の育成により分業化や農作業、経営の効率化を図ります。また、生産性の向上を図るため、高性能な飼料生産機械・施設および飼養管理機械の導入を進めます。

堆肥の散布を推進するため、ペレット堆肥製造のための機械装備、散布機械等の導入を進めます。

3 広域整備の構想

- ・ 農産物流通市場の拡大、大ロット化等の情勢に対応するため、必要に応じ広域的な農業近代化施設の整備を進めます。

第7 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備に関する事項

(法第4条第2項第3号ホ)

1 基本的な方向

- ・ 地域農業の担い手が将来に希望を持ち、安心して農業経営に取り組めるよう、必要な情報提供や技術支援、研修内容の向上を図るため、農業技術振興センター、畜産技術振興センターなどのさらなる有効活用、充実に努めます。

2 農業を担うべき者の育成および確保のための活動

- ・ 農業農村振興事務所を中心に関係機関が連携して、情報収集・提供体制を整備し、継続的な就農相談活動を行います。
- ・ 研修計画・就農計画の作成支援を行うとともに、研修等就農準備や、施設、機械の導入に必要な資金について、日本政策金融公庫の青年等就農資金制度の活用を進めます。
- ・ 県立農業大学校を核にして、専門技術や経営能力を養成する農業教育を推進するとともに、指導農業士等と連携した実地研修を実施します。さらに、新規就農者に対

しては、農業農村振興事務所において、経営・技術指導を展開し、その能力向上に努めます。

- ・ 県立農業大学校と農業高校の連携により、就農意欲の向上につなげるための環境整備に努めます。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(法第4条第2項第3号へ)

1 基本的な方向

- ・ 雇用動向はその時の経済状況の影響を強く受けており、都市部への人口流出の抑制および農業を含めた地域の振興・発展には、農村居住者の安定した就業機会を確保し、若年層の農村地域への定着を図ることが重要です。
- ・ このため、それぞれの市町の土地利用計画等に留意しつつ、農村地域の雇用創出を図り、定住条件の向上に努めます。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

- ・ 地域特産品や地場産業等を活用した安定的な就業機会を確保するとともに、生産者による加工・販売や、生産者と他事業者との連携による農業の6次産業化を推進します。
- ・ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づき、農業地域の活性化および魅力ある農村づくりを促進するため、農村地域と調和のとれた産業を導入することにより、地域農業者の安定した就業機会の確保に努めます。
- ・ 農業の多様な人材づくりにつながる農福連携について、更なる促進を図ります。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

(法第4条第2項第3号ト)

1 基本的な方向

- ・ これまで農村地域の活動を担ってきた集落内の人に加え、地域の若者や女性の参画、大学やNPO等の多様な主体との連携・協働によって、魅力の掘り起こし・磨き上げ・発信・交流等を進め、集落や新たなコミュニティの維持と強化を図ることが重要です。
- ・ 併せて、地域の防災機能の強化も求められており、これらの観点から良好な生活環境を確保するための施設の整備を進めます。

2 生活環境施設の整備の構想

- ・ 優良な農地の確保・保全およびその有効利用に影響が生じないように、農業従事者・後継者はもとより、地域住民の利用等を考慮した適正かつ効率的な規模の農村公園、集会施設等の整備を進めます。